

クラブ・サークル顧問教員指針

この指針は、顧問教員として最低限指導すべき事項等を明文化することにより、安心して課外活動にご協力いただけるよう作成したものですので、是非ご熟読願います。

なお、クラブ・サークル顧問教員は、本学の常勤の教育職員が原則ですが、事情により特任教員も可能とします。

① 課外活動における大学・顧問教員の位置付け及び責任

課外活動は、学生が相互の研鑽のため、自主的・自立的に行う正課教育外の文化的、体育的集団活動であり、クラブ等の運営は、学生自らの判断と責任において行われなければならないものです。過去の判例においても、基本的には、このような説明の下で、大学及び顧問教員が相応の指導をしていた限り、大学及び顧問教員は責任を負い得ないとされています。ただし、責任を負い得ないといって無作為ではられません。顧問教員が適切に指導(②、③参照)をしていない場合には、顧問教員、ひいてはその使用者たる大学が責任を問われる可能性があることは顧問教員も大学もよく認識しておく必要があります。

心身の健康の維持増進や人間力の向上を目指して学生を支援すること、その一環として課外活動を支援することは、大学として積極的に取り組むべきことです。大学(副学長(学生総合支援担当))も以上を踏まえ対応しますので、教員各位におかれましても、その意義をご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、活動団体が自主的に外部から招聘する監督やコーチ等につきましても、顧問教員と同様に責任を問われる可能性があることを十分にお伝えいただくようお願いします。

② 顧問教員の役割

顧問教員は、日常の練習への立会いや指導監督、合宿や対外試合の引率・同行の義務は負いません。活動についての助言者ないし精神的協力者、また、ときには大学(学務部学生支援チーム)との調整など、側面からの援助役をお願いします(可能な限り技術的なサポートもお願いします)。

また、併せてお願いしたいことは、活動中や移動中の事故などの緊急時におきましては、学生支援チームと連携し、迅速に対応していただくことです。事故への対応は、原則として学生支援チームが大学窓口となり、記者会見等は大

学（副学長（学生総合支援担当））が前面に立って行いますが、事故現場での立会い、ご家族や関係者への報告、学生へのお見舞い等につきましては、学生との信頼関係が重要ですので、主に顧問教員にお願いします。ただし、その際におきましても、学生支援チームで必要性の判断をした上で、顧問教員に「依頼する」形を取らせていただきます。（その場合、旅費は大学が負担します）

◎顧問教員の基本的な役割

- ・活動方針についての助言・指導
- ・活動計画についての助言・指導
- ・運営についての助言・指導
- ・安全管理についての助言・指導
- ・各種書類の確認
- ・緊急時の連絡網の確認

③ 顧問教員からの指導事項

「①」を踏まえ、次の事項について、適宜ご指導や注意喚起をお願いします。

- ・代表者（主将、部長等）に対し、練習や大会への参加に当たっては、移動中の事故防止、部員の健康状況や技量・知識、気象条件などを念頭に置き統率すること。
- ・活動団体内で、練習に名を借りたりランチやしごき等クラブ活動の目的から逸脱した行為によって危険が生じる恐れがある場合は、顧問教員に相談すること。
- ・セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントには十分注意すること。
- ・打ち上げなどの酒席においては、未成年者に飲酒をさせたり、飲酒の強要、イッキ飲みなどを行わないこと。
- ・体育施設や課外活動施設など共用施設の使用に当たっては、安全使用や後片付け・清掃を心掛けること。また、学外施設や他大学の施設を利用する場合には、その利用規則を遵守し、外部の方に迷惑をかけないこと。
- ・大学が実施する定期健康診断等を必ず受診し、各自健康管理に留意すること。

④ 旅費の支給

平成21年4月から、次の大会に限り、同行する顧問教員には旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給できることとしました。ただし、外部から招聘した監督やコーチなどの方の旅費支給につきましては、今後の検討事項とさせていただきます。

旅費は、顧問教員からの申出に基づき、学生支援チームから顧問教員が所属する部局長に対し出張依頼を行い、大会への同行を顧問教員の業務として位置付け、学務部予算から執行します。

なお、大会が休日と重なる場合には、所属部局において振替手続を行ってください。

- 1) 東海地区国立大学体育大会（通称：東国体）
- 2) その他学長が認める全国レベル相当の大会

⑤ 活動中の事故への対応

課外活動中に、不幸にして事故が発生し、その第一報が顧問教員に届いたときには（現場に居合わせたときも同様）、学生に対し以下のアドバイスをお願いします。

1. 負傷者がいる場合、「生命確保」の処置が取られているか
2. 関係各所への連絡が行われているか（以下優先順に）
 - 1) 応急手当のための連絡（救急車の要請等）
 - 2) 学生支援チーム（休日や時間外は守衛室。守衛から学生支援チーム担当者へ連絡される。）

守衛室 059-231-9649

学生支援チーム 059-231-9060

- 3) ご家族

留意事項

- ・ 負傷者の有無と負傷状況の確認
- ・ 速やかに応急処置をしているかの確認
- ・ 救急車要請等の有無の確認
 - * 頭部の負傷（意識不明等）の場合は、迷わず救急車を要請させてください。
 - * 負傷者の運搬・付添いは、可能な限り2名で行わせてください。
- ・ ご家族への連絡の確認
 - * 速やかに連絡させてください。
 - * 要点をまとめ、正確な情報を連絡させてください。特に負傷の状況

については、推測ではなく、事実に基づいて報告するようにさせてください。

- ・ 事故の状況を時系列に整理した報告書の作成
* 学生に、速やかに作成させてください。

○後日

- ・ 負傷者等が加入している保険の請求手続を行ったかの確認

⑥ 学生支援チームへ提出すべき書類

活動団体が、諸活動のために種々の書類を作成し、願い出・届出を行う場合には、活動団体の代表者（主将、部長等）があらかじめ顧問教員の承認を得ることになっています。顧問教員には、その都度、書類内容を把握した上で、適切な指導をお願いします。

顧問教員の承認印を必要とする書類

- 団体結成届
- 課外活動共用施設使用願

電子申請により顧問教員に通知

- 遠征、学外合宿届

* 「遠征、学外合宿届」、「活動計画書」につきましては、安全対策・事故防止上の不備がないか、また、万一の事故等に備え、大学やご家族への緊急時の連絡網が作られているかなどを確認してください。

以 上